

熊本市乳幼児健康診査事業要綱

制定 昭和47年4月1日衛生局長決裁
改正 平成11年4月1日健康福祉局長決裁
平成14年4月1日健康福祉局長決裁
平成24年4月1日健康福祉子ども局長決裁
平成28年4月1日健康福祉局長決裁
平成30年3月27日健康づくり推進課長決裁
令和5年3月29日子ども政策課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法等の関係法令の規定により、乳幼児健康診査事業（以下「本事業」という。）を実施することによって、乳児及び幼児の保健管理の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、熊本市に居住する乳児及び幼児とする。

(実施方法)

第3条 本事業は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 本事業は、熊本市が実施するもののほか、市長が医療機関に委託して行うものとする。
- (2) 本事業は、3か月児健康診査及び7か月児健康診査（以下「乳児健康診査」という。）並びに母子保健法第12条第1項に定める健康診査（以下「幼児健康診査」という。）とし、1人につき各1回とする。

(乳児健康診査)

第4条 乳児健康診査は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 市長は、乳児健康診査を実施するため、保護者に対して親子（母子）健康手帳交付時に乳児一般健康診査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。
- (2) 保護者は、親子（母子）健康手帳及び受診票を医療機関に提出し、所定の健康診査票に記入のうえ、受診するものとする。
- (3) 医療機関は、「乳児健診の手引き」に基づき健康診査票の項目に関し診査するものとする。
- (4) 医療機関は、乳児健康診査の完了後、親子（母子）健康手帳に診査結果を記入し、保護者に対して必要な保健指導を行なうものとする。

(幼児健康診査)

第5条 幼児健康診査は、別に定める幼児健診マニュアルに基づき実施するものとする。

(実施結果の報告)

第6条 医療機関は、乳児健康診査の完了後は受診票及び健康診査票に、幼児健康診査の完了後は受診票に必要な事項を記入し、市長に実施結果を毎月報告するものとする。

(事後指導)

第7条 区役所は、医療機関から送付された健康診査票に基づき、必要な乳児及び幼児に対し、事後指導を行うものとする。

2 区役所は、事後指導を行うに当たっては、医療機関と連絡を密にし、必要な場合には、医療機関に対して事後指導結果を送付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。